



2019年7月 第84号

# 産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話:03-3525-4838



梅雨の候、たまの青空が待ち遠しい、じめじめとした天気が続いております。  
組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

## 令和元年度全国安全週間

毎年7月1日から7月7日は職場の安全・労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る全国安全週間です。2019年のスローガンは、  
【新たな時代にPDCA みんなで築こうゼロ災職場】  
です。残念ながら、組合内でも、毎年数名程度  
労災事故による入院や手術で休業する実習生がいます。  
実習生の受傷による入院や通院は、本人の不安やストレスは  
もちろん、企業の皆様にとっても大変な負担となります。  
どうぞ、労災ゼロへの取り組みをお願い致します。



## 令和1年度所得課税証明書の取得について

技能実習生が、ビザ更新を行う際には、【所得課税証明書】及び【納税証明書】を入国管理局へ提出する事が義務付けられております。(※非課税の場合は【所得課税証明書】のみ)

企業の皆様が各市町村へ提出されました【給与支払い報告】に基づき、令和1年度市県民税税額決定通知書が届いていると思います。通知書が届いた実習生(平成30年以内に日本国内で給与所得があった実習生)は、今後ビザ更新をする際に、所得課税証明書の提出が必要です。

各実習生のビザ申請の時期がきましたらお声がけ致します。証明書の取得にご協力ください。

### ★住民税課税対象の実習生(ベトナム・フィリピン・カンボジア人実習生)

- 【所得課税証明書】を取得。(各市町村で名称が異なる場合がありますが、所得額と、課税額の2点が記載されている必要がございます。)
- 【納税証明書】課税額に対する納税額が記載されている書類。

### ★住民税非課税の実習生(中国・タイ人実習生もしくは、収入が課税対象に満たない場合)

- 【非課税証明書】(所得額と、非課税であることの2点が記載されているもの。)

※企業からの給与支払い報告が市町村に提出されていない場合、市役所窓口で証明書の発給が受けられず、ビザ申請に影響がでる場合がございますので、再度のご確認をお願い致します。